

グリーン調達 ガイドライン



2005年 4月1日制定

2021年 6月1日改訂(第17版)

株式会社 **ニチリン**

=== 目次 ===

はじめに	1
株式会社ニチリン 「環境保全」	2
グリーン調達の考え方	6
お取引先様への依頼事項	8
お問い合わせ先	9



改訂履歴		
版	年月日	改訂理由
初版	2005年04月01日	制定
第1版改訂	2005年06月10日	(資料2) 環境負荷物質別表2項目追加
第2版改訂	2006年06月01日	4) 項見直し及び「資料2」削除
第3版改訂	2007年06月01日	お取引先様への依頼事項1) の見直し
第4版改訂	2008年06月02日	「お取引先様への依頼事項」を改訂
第5版改訂	2009年06月01日	4) ③項を見直し
第6版改訂	2010年06月01日	(参考2) JAMA シートのリンク先変更
第7版改訂	2011年06月01日	付表 NIS-DD9002 の表1、別紙1を更新
第8版改訂	2012年06月01日	付表 NIS-DD9002 の別紙3を追加
第9版改訂	2013年06月01日	定期見直し
第10版改訂	2014年06月02日	「当社の取組み」のリンク先を追加記載
第11版改訂	2015年06月01日	定期見直し
第12版改訂	2016年06月01日	定期見直し
第13版改訂	2017年06月01日	定期見直し
第14版改訂	2018年06月01日	ISO14001 : 2015年版に準じた内容に見直し
第15版改訂	2019年06月01日	定期見直し
第16版改訂	2020年06月01日	定期見直し
第17版改訂	2021年06月01日	定期見直し

はじめに

地球環境問題は、物質文明を発展させてきた私たち人類が、21世紀に取り組むべき最大の課題であると言っても過言ではありません。私どもはこの認識のもと、「環境調和型経営」を推進し、「持続可能な循環型経済社会」の実現に向け、全社を挙げて環境保全に取り組んでいます。

このような私どもの環境問題に対する取り組み姿勢は、「ニチリン環境理念・環境基本方針」に明文化しております。当社は、この「環境理念・環境基本方針」にのっとり、環境マネジメントを推進しています。

私どもが提供してまいりました商品が、生活に豊かさをもたらす一方、地球環境にさまざまな負荷を与えてきたことも事実です。私どもは、この負荷をでき得る限り低減すべく、技術力を結集し、リサイクルの取り組み、また、環境負荷物質の削減に取り組んでいます。

私どもの取り組みは、美しい地球と豊かな社会を次の世代へ引き継いでいくための活動であって、お取引先様のご協力なくしては成り立ちません。特に、私どもが環境保全活動の最重点課題として掲げている環境負荷の少ない製品の提供を実現していくには、お取引先様との連携のもと、環境負荷の少ない部品および副資材を調達していくことが不可欠です。

この活動を進めていくにあたり、私どもの環境負荷物質の低減に関する考え方を、「グリーン調達ガイドライン」として策定し、お取引先様とともに展開してまいります。

今後とも、私どもは環境負荷物質の低減をはじめ、環境保全活動に取り組み、人と地球にやさしい製品を提供してまいりますので、重要性をご理解頂き、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



2005年4月1日制定

株式会社ニチリン

環境管理責任者 山本 和生
(上席執行役員)

購買担当執行役員 石田 英男

環境保全

基本理念・方針

21 世紀の国際社会において地球環境の保護は私たちに与えられた責務であります。当社は、「環境理念と環境基本方針」を 2000 年 9 月に策定し、活動を展開しています。(2017 年 11 月見直し)

◆ 基本理念

ニチリングループは、事業活動が地球・地域環境問題に深く関連していることを認識し、持続可能な社会の実現に向けた環境問題への継続的取組を重点経営課題と位置付け、環境の諸活動を積極的に取組むことで自社の発展と社会への貢献を果たします。

◆ 方 針

1. 環境への取組みを事業活動と一体的に運用できる環境マネジメントシステムを構築し、環境パフォーマンスを向上させるために継続的な改善を図ります。
2. 省資源、省エネルギー、CO₂・廃棄物削減など、環境に配慮した事業活動を推進いたします。
3. 地球環境問題や地域環境保全等への取組みとして、環境汚染の予防、製品のライフサイクルを視点とした環境負荷低減活動等を推進いたします。
4. 環境関連の法令・規則、自主基準、その他の合意事項等は、これを遵守いたします。
5. 環境方針や必要な情報等は、全ての役員・従業員及び関係する業務を行う他の人々に周知するとともに、一般にも公開いたします。

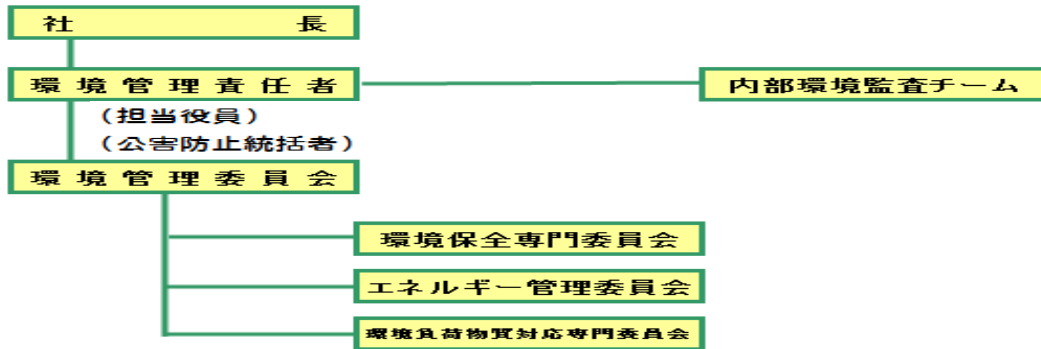
◆ 環境目標

「ニチリン環境理念」を基に、CO₂ 排出量の削減に努め、ECO 活動を拡大発展させ「人、地域、地球にやさしい社会」への実現に貢献する。

推進組織

環境管理体制

当社は環境管理委員会を設置し、環境管理責任者を委員長として全社挙げての環境保護活動に対応しています。



◆ 活動内容

21世紀の国際社会において地球環境の保護は私たちに与えられた責務であります。当社は、「環境理念と環境基本方針」を2000年9月に策定し、それに沿った事業活動を展開しています。

環境管理責任者

当社の事業活動による環境を維持、改善する為、環境マネジメントシステムを運営し、公害防止、職場環境の改善、省エネルギー、環境負荷物質調査、等の活動を実施する上での方針、目的などの設定、活動に関する審議・解決を行ないます。

内部環境監査チーム

当社の環境マネジメントシステムが有効に機能していることを監査し、その結果により環境改善活動を評価および改善指導を行ないます。

環境保全専門委員会

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、及びその他関係法令に基づき、その事業活動に伴って生じる公害の防止を図る活動を行ないます。

エネルギー管理委員会

当社において使用するエネルギー全般について、全社的にその有効利用を図り、節約の実をあげるため、エネルギー問題に関する社長の諮問機関として活動を行ないます。

環境負荷物質対応専門委員会

環境負荷物質に関する法律や顧客ならびに当社の環境方針に基づき、環境負荷物質に関する審議事項について、適切かつ効果的な委員会運用を行います。

国際規格 [ISO14001] への対応

ISO14001 認証取得

環境保全の取組みを組織的、体系的に実施するための手段として、また第三者より実施の状況を確認する手段として ISO14001 の認証を 2002 年 2 月に取得致しました。



ISO14001:2015 年版 認証書

◆ 内部環境審査

定期監査

当社の環境マネジメントシステムが有効に機能していることを内部環境監査チームにより監査を行ない、環境改善活動を評価及び改善しています。

不定期監査

必要と判断した時に随時監査を行ないます。

◆ 外部審査

維持審査

当社は、環境マネジメントシステムが、ISO14001 の要求事項を満足していること、環境保全の取組みが留まることなく前進していることを確認するため、毎年認証維持審査を受審します。

更新審査

当社の環境マネジメントシステムおよび環境保全の取組みを継続して前進させるために、3 年毎に ISO14001 の認証更新審査を受審します。

当社の取り組み

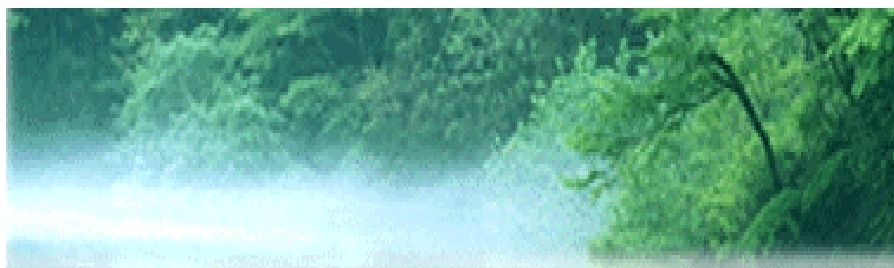
当社は毎年度、環境方針・重点課題を掲げ、環境保全活動を継続して行なっています。

毎年度の環境方針は、当社ホームページにてご紹介しております。

ニチリンホームページURL <https://www.nichirin.co.jp>

下記サイトの CSR 情報・「環境保全活動」をご参照下さい。

https://www.nichirin.co.jp/csr/env_policy.html



「グリーン調達」の考え方

株式会社ニチリンは、環境負荷の少ない製品の提供を実現していくために、「グリーン調達」を推進してまいります。「グリーン調達」の基本方針は、「ニチリンとお取引先様のパートナーシップによる環境負荷低減活動の推進」であり、環境保全活動に前向きに取り組まれているお取引先様から、環境負荷の少ない部品および副資材を調達してまいります。

1) ニチリンのグリーン調達方針

- ・ ニチリンは、お取引先様とともに地球環境保全に積極的に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現に努めます。
- ・ ニチリンは、企業の社会的責任を果たすための活動の一つとして「グリーン調達」を推進致します。
- ・ ニチリンは、お取引先様とともに「グリーン調達」を推進するために本ガイドラインで指針を示します。

ニチリンの
グリーン調達方針 = 「ニチリンは人と地球に優しいグリーンなモノを
提供していただけるグリーンなお取引先様から
調達致します。」

2) 環境マネジメントシステムの構築

お取引先様には、環境マネジメントシステムの構築をお願い致します。

- ① ISO14001の認証取得により環境マネジメントシステムを構築すること **(推奨)**
- ② ISO14001に準じた環境保全活動を実施し、下記の要件を満足すること **(推奨)**
 - ・ 環境保全に関し全社的な「環境方針」が設定されていること
 - ・ その「環境方針」達成のため具体的な目標とアクションプランが存在すること
 - ・ 環境保全活動推進のための体制を組織し責任者が任命されていること
 - ・ 環境保全にまつわる法規制を遵守していること
 - ・ 従業員に対する環境教育の実施
 - ・ 定期的な環境監査の実施

3) 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、ニチリンにおける部品および副資材の調達活動に適用します。なお、部品および副資材とは、直接材料（製品の構成品となる部品、原材料）および間接材料（製品組付け時などの補助材料）をいいます。

① 適用開始時期

2005年4月1日より取組みを開始致します。

② 対象範囲

ニチリンで調達している、ホース本体及びホースに組み付けられる部品、および副資材を納入いただいているお取引先様が対象となります。

③ 使用禁止物質

本ガイドラインが対象とする使用禁止物質は、ニチリン技術基準（NIS-DD9002）「環境負荷物質の使用に関する制限」の表1によります。

※ なお、今後、対象法規・規制等の制定・改正などにより追加されたもの、および規制対象物質の範囲が、拡大された場合についても、逐一本ガイドラインの改訂がなされなくとも、本ガイドラインの対象となります。

4) 環境負荷物質の管理について

ニチリンへ納入頂く部品・材料・副資材に含有する化学物質の把握と管理をお願い致します。

- ① 化学物質含有量が把握でき、ニチリンへ報告出来る体制作り
- ② 「使用禁止物質」を部品・材料・副資材に含有していないこと
- ③ 「要申告物質」については、部品・材料・副資材中の含有量を把握すること
- ④ エビデンス（証拠書類）の取得、保管

材料などの購入先からの成分表又は測定結果、自社での測定結果、その他の不使用又は含有量を証明する書類などのことです。（使用停止後10年以上保管願います。）

※上記②③の対象物質は、ニチリン技術基準（NIS-DD9002）の表1をご参照願います。

但し、現時点での技術レベルで充分妥当性のある除去不可能な不純物等は②③の対象範囲から免除します。

その免除範囲はニチリン技術基準（NIS-DD9002）「3. 免除項目」をご参照願います。

5) グリーン調達の定義

ニチリンはグリーン調達について下記のように定義致します。

グリーン調達 = 環境負荷の少ない部品及び副資材を、環境保全活動に意欲的な取組みを
実践しているお取引先様から調達すること

【用語について】

環境負荷の少ない部品・副資材 (グリーンなモノ)	=	環境負荷に関する法律や規制等に適合した部品・副資材または、 それに準ずる環境負荷軽減に配慮した部品・副資材。
-----------------------------	---	-----------------------------------------------------------

環境保全活動に意欲的な取組み を 実践しているお取引先様 (グリーンなお取引先様)	=	ISO14001 取得等の取組みをされているお取引先様。
----------------------------------------------------	---	------------------------------

グリーン調達の推進	=	環境負荷の少ない部品・副資材を優先的に採用し、環境保全活動 に意欲的な取組みを 実践しているお取引先様との取引を優先。
-----------	---	-------------------------------------------------------------------

お取引先様への依頼事項

1) 納入品に含有される環境負荷物質の含有量調査

ニチリンへ納入して頂く部品・材料・副資材に含有されている環境負荷物質の量については、初回ロット納入時または、弊社から要求した場合は、下記調査フォームにて電子データでのご提出をお願い致します。

★環境負荷物質調査表

- ・環境負荷物質の含有有無についての調査報告書「別紙1」
- ・環境負荷物質エビデンス例「別紙2」

2) 納入品を構成する全成分データ調査

ニチリンへ納入して頂く部品・材料・副資材を構成する成分データについて、弊社から要求した場合は、下記調査フォームにて電子データでのご提出をお願い致します。

(尚、「IMDS システム」(参考1)又は「JAPIA 統一データシート」(参考2)を導入されている場合は、いずれかによる回答も可能です。)

★成分データ調査表

- ・材料全成分調査結果入力シート

(参考1) 「IMDS システム」

「IMDS(International Material Data System)」とは、欧州の主要自動車メーカーと独 EDS 社が開発したインターネット回線を利用した国際電子材料情報システムのことです。

欧州の「ELV 指令」や日本の「自動車リサイクル法」などへの対応の為に、自動車メーカーや部品メーカーは、材料構成や含有物質のデータベースを構築する必要があります。

欧米や日本の自動車メーカーの多くは既に IMDS を利用しています。

ニチリンは IMDS の必要性や有用性を認識し、そのシステムに参画しています。

さらに、欧州の「REACH 規則」に対応するために、IMDS の有効活用が必要となっております。

(参考2) 「JAPIA 統一データシート」

「JAPIA 統一データシート」とは、環境規制への対応のため、製品中に含有する材料・化合物の調査に使用する目的で、(社)日本自動車工業会(JAMA)と(社)日本自動車部品工業会(JAPIA)にて合意された帳票です。

なお、「JAPIA 統一データシート」は「IMDS システム」に準拠しています。

IMDS システム : <https://www.mdsystem.com>

※弊社企業 ID : 14274 へのデータ送信にて回答

JAPIA シート : <https://www.japia.or.jp>

※ エクセルシート、説明書等をダウンロード出来ます。パスワードが必要ですのでご利用される場合は弊社環境管理事務局までお問合せ下さい。

3) ご提出いただく資料の取り扱い

今後、1) 及び2) 項で提出して頂いた資料は、弊社製品の納入先、及び政府機関や認証機関等の公的環境関連機関から提出の要請があった場合に使用させていただきますので、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

それ以外の場合については、お取引先様とご相談の上、対応させていただきます。

【お問い合わせ先】

株式会社 ニチリン

環境管理委員会 事務局 (人事総務部 総務CSRグループ)

Tel 079-251-2118 Fax 079-251-2229